



座間市
ZAMA CITY

ひと・まちが輝き 未来へつなぐ

令和8年座間市議会第2回定例会（6月）

概要資料

付議案件

補正予算 [1件]、条例 [1件]、専決処分の承認（条例） [2件]、
財産の取得 [3件]、市道認定 [1件]、報告 [6件]

令和8年座間市議会第2回（6月）定例会提出議案等一覧表

令和8年6月5日提出

No.	議案等番号	件名	ページ
1	議案第30号	専決処分の承認について（座間市市税条例の一部を改正する条例）	1
2	議案第31号	専決処分の承認について（座間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	2
3	議案第32号	令和8年度座間市一般会計補正予算（第1号）	3
4	議案第33号	座間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	4
5	議案第34号	財産の取得について	5
6	議案第35号	財産の取得について	5
7	議案第36号	財産の取得について	6
8	議案第37号	市道の路線の認定について	6
9	報告第3号	令和7年度座間市一般会計継続費繰越計算書について	7
10	報告第4号	令和7年度座間市一般会計繰越明許費繰越計算書について	7
11	報告第5号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	8
12	報告第6号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	8
13	報告第7号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	9
14	報告第8号	専決処分の報告について（座間市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る保護者負担額等に関する条例の一部を改正する条例）	9

議案第 30 号

専決処分の承認について（座間市市税条例の一部を改正する条例）

● 専決処分日

令和8年3月31日

● 改正の概要

地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税環境性能割の廃止、固定資産税等の特例措置の規定及び条項の移動等に伴う所要の改正を行ったものです。

● 改正の内容

(1) 軽自動車税環境性能割の廃止

ア 環境性能割に係る規定及び条文中の種別割の文言の削除

イ アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の題名、条文及び様式中の種別割の文言の削除

(2) 固定資産税等の特例措置の規定

ア 地方税法附則第15条第24項第1号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合 2分の1

イ 地方税法附則第15条の11第1項に規定する改修特別特定建築物に対して課する固定資産税又は都市計画税の減額割合 3分の1

(3) 本条例において引用している条項の移動等に伴う条文の整備

● 施行期日

令和8年4月1日

問合せ先：市税総務課長 田中 046-252-8094

議案第 31 号

専決処分の承認について（座間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

● 専決処分日

令和8年3月31日

● 改正の概要

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得を算定するための基準等を改め、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額の減額の規定を追加したものです。

● 改正の主な内容

(1) 国民健康保険税の軽減判定所得を算定するための基準の改正

区分	現行	改正後
5割軽減	30万5,000円	31万円
2割軽減	56万円	57万円

(2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（1,900円）を10割減額する規定の追加

(3) 子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額（100円）を減額する規定の追加

区分	減額内容
7割、5割又は2割軽減の対象被保険者	軽減割合と同率を減額
出産被保険者	出産予定月（又は出産月）の1月前から4月まで（多胎の場合は、出産予定月の3月前から6月まで）に係る額を減額

● 施行期日

令和8年4月1日

問合せ先：保険年金課長 原 046-252-7064

議案第 3 2 号

令和 8 年度座間市一般会計補正予算（第 1 号）

歳入歳出補正額： 12,516 千円

補正後予算額： 53,457,821 千円

● 内容

- ・当初予算成立後に生じた事案に対応するため、増額補正します。

● 補正額の内訳

歳入

- ・ 財政調整基金繰入金 12,516 千円

歳出

地域の魅力を高め、にぎわいのあるまちづくり

- ・ 企業投資促進事業費 10,000 千円

持続可能な行財政運営

- ・ 電子計算業務費 1,905 千円

施策体系外

- ・ 人事管理事務費 611 千円

● その他

- ・ 債務負担行為の変更

問合せ先：財政課長 東 046-252-8194

議案第 33 号

座間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

● 改正の概要

健康保険制度における収入要件が見直されたことに伴い、国の人事院規則が一部改正されたため、扶養手当の支給要件における大学生年代の扶養親族の所得限度額を引き上げます。

● 改正の内容

改正内容	現行	改正後
所得限度額	年額 130 万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者	年額 130 万円以上（満 18 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者） <u>あっては、年額 150 万円以上</u> ）の恒常的な所得があると見込まれる者

● 施行期日

公布の日

問合せ先：職員課長 小林 046-252-7284

議案第34号

財産の取得について

● 名称

高規格救急自動車

● 契約の相手方

横浜市磯子区坂下町1番1号

日産神奈川販売株式会社法人営業部 部長 大 山 隆

● 契約金額

1,966万8,000円

問合せ先：契約検査課長 會田 046-252-7296

議案第35号

財産の取得について

● 名称

小学校給食用食器ほか

● 契約の相手方

座間市ひばりが丘二丁目3番3号 ハイツ799-202号

有限会社鶴間金物店座間支店 支店長 北 川 佳代子

● 契約金額

2,065万6,317円

問合せ先：契約検査課長 會田 046-252-7296

議案第 36 号

財産の取得について

- 名称
座間市立小・中学校学習用端末（ChromeOS）
- 契約の相手方
厚木市中町二丁目6番24号 三成ほていやビル
株式会社有隣堂厚木営業所 所長 石井 義孝
- 契約金額
4億9,146万5,260円

問合せ先：契約検査課長 會田 046-252-7296

議案第 37 号

市道の路線の認定について

- 認定

路線名	起 点 終 点	
入谷西193号線	入谷西五丁目368番5地先 入谷西五丁目368番14地先	開発行為によるもの
ひばりが丘193号線	ひばりが丘五丁目5460番8地先 ひばりが丘五丁目5460番5地先	開発行為によるもの

問合せ先：道路課長 佐藤 046-252-8243

報告第3号

令和7年度座間市一般会計継続費繰越計算書について

● 概要

継続費に係る歳出予算の経費を令和7年度から令和8年度に繰り越したため、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するもの。

● 該当事業名及び翌年度繰越額

コミュニティセンター大規模改修事業費 ほか2事業費
5,811万5,000円

問合せ先：財政課長 東 046-252-8194

報告第4号

令和7年度座間市一般会計繰越明許費繰越計算書について

● 概要

繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和7年度から令和8年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するもの。

● 該当事業名及び翌年度繰越額

生活応援商品券事業費 ほか6事業費
23億2,268万3,128円

問合せ先：財政課長 東 046-252-8194

報告第5号

専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

● 専決処分日

令和8年4月1日

● 事故の概要

令和8年3月9日午前11時15分頃、座間市広野台一丁目46番27号先路上において、道路右側に停車していたごみ収集車が発進したところ、左後方から走行してきた相手方（市外在住・50代男性）車両に接触し、破損させたものです。

● 和解の要旨及び損害賠償の額

市は、相手方に対し50万5,670円を支払う。

問合せ先：クリーンセンター長 冠 046-252-8724

報告第6号

専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

● 専決処分日

令和8年4月15日

● 事故の概要

令和8年2月24日午前9時55分頃、座間市ひばりが丘三丁目35番36号において、庁用車が相手方（ひばりが丘三丁目在住・90代男性）敷地内に駐車しようとしたところ、相手方建物の柱に接触し、柱及び基礎コンクリートを破損させたものです。

● 和解の要旨及び損害賠償の額

市は、相手方に対し21万520円を支払う。

問合せ先：介護保険課長 澤田 046-252-7138

報告第7号

専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

● 専決処分日

令和8年4月20日

● 事故の概要

令和7年9月3日午前8時30分頃、相模が丘6-2子供広場において、市が管理する側溝に設置していた金属製の蓋が外れていたことにより、歩行中の相手方（相模が丘六丁目在住・60代女性）が当該側溝に足を取られて転倒し、負傷させたものです。

● 和解の要旨及び損害賠償の額

市は、相手方に対し16万6,824円を支払う。

問合せ先：公園緑政課長 板橋 046-252-8314

報告第8号

専決処分の報告について（座間市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る保護者負担額等に関する条例の一部を改正する条例）

● 専決処分日

令和8年3月31日

● 改正の概要

子ども・子育て支援法施行令（以下「政令」という。）の一部改正に伴う条文の整理

● 改正の内容

	現行	改正後
条項の移動	政令 第9条第1項	政令 第9条第2項

● 施行期日

令和8年4月1日

問合せ先：保育・幼稚園課長 田崎 046-252-8237